

御 見 積 書

2026年10月15日

見積番号： TWR118-20251001-01-020

株式会社立花エレクトック 御中

御照会賜りました件下記の通り御見積申し上げますから
御査収の上御下命の程御願致します

見 積 有 効 期 限	発行後2ヶ月
納 期	別途お打合わせ
受 渡 場 所	お客様工場(大阪府内)
代 金 支 払 方 法	従来通り



TO WARDS-FUTURE INC.

〒511-0821 三重県桑名市湊町467番地3

TEL 0594-73-8711

FAX 0594-73-8712

承認	担当
原田	松原

合計金額 ￥36,080,000-

堤原 様

件 名 ： ソントン食品様向け ロボット箱詰めシステム

項目	名称・仕様	数量	単価	金額
	<搬送関係>			
1	ハード設計費用	1 式		650,000
2	搬送ライン W600mm×6.73M ガイド付き	1 式		2,400,000
	段ボール製函機⇒ロボット箱詰めエリア			
3	段ボール蓋開きユニット	1 式		1,800,000
4	エスケープ用可動式ストッパ	1 式		1,200,000
5	箱詰め時 段ボール位置決めユニット	1 式		900,000
6	段ボール蓋閉め押えユニット	1 式		1,800,000
	<ロボット関係>			
7	製品搬送ライン (ステンレス仕様)	1 式		5,800,000
	二品種製品切替式			
8	NG時オフライン用エスケープコンベア	1 式		廃 止
9	ロボット本体	2 台		支 給
10	ロボット架台	2 式	900,000	1,800,000
11	ロボットハンドユニット	2 式	1,100,000	2,200,000
12	2Dカメラ本体	1 台		900,000
13	カメラ架台	1 式		480,000
	<制御・試運転関係 / 現地工事関係>			
14	電気設計費用	1 式		2,700,000
15	制御盤&操作盤製作費用	1 式		3,000,000
16	機内配線工事費用	1 式		1,850,000
17	ロボット部周辺安全柵・扉製作施工費用	1 式		1,200,000
18	社内試運転調整費用	1 式		700,000
19	搬入費	1 式		700,000
20	現地据付工事費用	1 式		2,000,000
21	現地調整費用	1 式		1,200,000

【備 考】

- ー 対象製品品種は2品種としております。
 - ・ W120 × L270 × H120 (mm) : 2.5kg
 - ・ W120 × L470 × H120 (mm) : 5.0kg
- ー 対象容器は段ボール2種のみとしております。
 - ・ W120 × L400 × H125 (mm)
 - ・ W120 × L475 × H215 (mm)
- ー 段ボール製函機は既存のものを移設し使用いたします。
移設作業は別途といたします。
- ー 以下ロボットの支給をお願いいたします。
 - ・ RS025N (Kawasaki) × 2台
 - ダブルソレノイドバルブ ×1 2式
 - CC-Link IEスレーブオプション 2式
- ー 三菱機器品の支給をお願いいたします。
(PLC RN04ENCPU、GOT、ブレーカー、モーター、インバーター等)
- ー 各ロット頭のラベルを判別するために2Dビジョンを使用いたします。
(キーエンス製、撮像テスト検証済み)
- ー 搬送されてくる品種(大、小)、箱サイズは上位側、もしくは操作盤より
伝達されるものとしております。
- ー 一次側ユーティリティの施工は含まれておりません。
- ー ロボット異常時、オフライン時のエスケープ機構は廃止し、作業者介入による半自動運転仕様と
しております。詳細については今後の打合せといたします。
(現想定 半自動時：搬送コンベア関係のみ自動運転)
- ー 各ロット先頭に発生する排出品用の排出先コンベアを追加しております。
ばんじゅうをセットする方式での構想としております。
錆が下部のコンベアに垂れないようオイルパン受けを設けます。
- ー 搬入間口、搬入経路の確保はお客様にて対応願います。
- ー 特記なき電気配線はケーブル配線といたします。
- ー 調整、試運転用の製品、段ボールの支給をお願いいたします。
- ー 弊社工場内で搬入前立合いを行ったうえで出荷いたします。
(1回分の立合い費用は含まれております)
- ー 既存搬送設備の撤去工事は別途といたします。
- ー 据付完了後の動作確認をもって検収といたします。
- ー 完成図書は製本1冊とPDFデータの送付となります。
- ー 本見積に記載事項以外は別途見積となります。

上記見積金額には消費税は含まれておりません

本書に記載の品名のうち、外国為替及び外国貿易管理法に定める戦略物資(または役務)に該当するものについては、
輸出する場合、同法に基づく輸出(または役務取引)許可が必要です。